

「1者応札・1者応募」に係る改善方策について

平成21年3月31日
厚生労働省

当省では、随意契約見直し計画に沿って、競争性の高い契約方式に速やかに移行することとしている。また、移行に当たっては、原則として一般競争入札に移行し、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とすることとしている。

しかしながら、一般競争入札や企画競争に移行したものの1者応札・1者応募となっている事例が散見され、競争性が十分に確保されていない現状となっている。

このことから、当省では、競争性の一層の確保のため、①調達案件の説明会に参加したにもかかわらず応札（応募）しなかった業者へのアンケート実施、②第三者機関の意見聴取を行うことにより、改善方策を定めて取り組むこととする。

1. アンケート結果の概要

○アンケート対象業者の選定

アンケートの対象業者は、特に1者応札の多い調達業務のうち、調達案件の説明会に参加したにもかかわらず応札（応募）しなかった案件68件、105業者へのアンケートを実施し、71者から回答があった。

	合 計		一 般 競 争		企 画 競 争	
(対象業者数)	68件	105者	35件	55者	33件	50者
(回答業者数)		71者		36者		35者
(回答率)		68%		65%		70%

○アンケート結果

調達情報の入手方法（複数選択式）

質問事項	一般競争	企画競争	主な回答
官報	12者 (33%)	1者 (3%)	
厚生労働省ホームページ	25者 (69%)	29者 (86%)	
庁舎内の掲示板	6者 (17%)	2者 (6%)	
電子入札システム	0者 (0%)	2者 (6%)	
その他	9者 (25%)	3者 (8%)	厚生労働本省以外の部局のホームページ

入札・企画書提出を見送った主な要因（複数選択式）

質問事項	一般競争	企画競争	主な回答
応募資格として同種又は類似業務の実績が求められていた	1者（3%）	3者（8%）	・会社として実績が無かった
応募条件として、官公庁の受注実績が求められていた	1者（3%）	0者（0%）	
上記の他、業務実績及び資格要件が厳しかった	8者（22%）	10者（28%）	・障害者雇用率が未達 ・国際標準規格（ISMSもしくはISO）認証が必要
発注規模が大きすぎ、必要な人員体制を確保できないと判断した	9者（25%）	10者（28%）	・他の事業に人員が集中しているため ・全国組織の企業でないと履行が困難と判断
具体的かつ詳細な業務内容、所要時間、業務量が明示されていなかったため、適正な入札（見積）価格を算出できなかった	4者（11%）	4者（11%）	・具体的な人員配置が不明 ・基準となる単価の設定がほしい ・精算に関する業務が不明確
不慣れな業務のため、確実に履行できないと判断した	7者（19%）	3者（8%）	・既存システムの更改のため、難易度が高い ・習熟期間が必要であり、確実な履行が困難
参加しても、受注の見込がないと判断した	9者（25%）	4者（11%）	・特定業者しか落札できない仕様だった
専門分野・得意分野の業務ではなかった	1者（3%）	0者（0%）	
費用対効果が望めない	4者（11%）	12者（33%）	・採算が合わない ・煩雑な業務の割には、金額が低い ・ある程度の利益が出なければ参加できない ・精算払いだと、年度末まで支払がないので、キャッシュフローに問題が出る。（概算払いをしてほしい）
受注しても、次年度以降受注できる見込みがなく、人材の計画的な育成・配置が困難と判断した	3者（8%）	2者（6%）	・人材の計画的な配置が困難 ・機材を購入しても、次年度に受注できなければ投資が無駄になる
必要な人材を集めるには時間が足りない判断した	10者（28%）	9者（25%）	・繁忙期にあり、体制の確保が困難だった ・公示時期が遅く、また契約日から履行開始までが短いため準備できなかった
入札（企画競争）公示又は入札（企画競争）説明会の日から入札書（見積書）・技術提案書等の提出期限までの期間が短かった	7者（19%）	10者（28%）	・入札説明会から入札書提出までの期間が短い ・説明会から企画書提出までの期間が短い
契約締結から履行期限までの期間が短い	4者（11%）	3者（8%）	・開札（3/31）から運用開始（4/1）までの期間が短い
入札（企画競争）手続きが煩雑なため	1者（3%）	0者（0%）	・入札参加準備が大変
その他	7者（19%）	6者（17%）	・専門分野でない業務が含まれていた ・受託枠（自主事業収入の2/3）を超えるため

厚生労働省の調達全般について（気づいた点、改善が必要だと思う点）

- ・政府の公共調達に関して、品質の面からも最低価格落札方式ではなく、総合評価落札方式が望ましいと考える（金額の大小にかかわらず）
- ・仕様書をHPからダウンロードできる様にしてほしい

2. これまでの厚生労働省公共調達中央監視委員会での主な意見等

これまで、厚生労働省公共調達中央監視委員会において、31件の1者応札・1者応募案件を審議し、次の意見がなされた。

- 公示期間の延長が必要。
- 契約締結から履行開始までの期間や契約期間の延長が必要。
- 公告の周知の工夫。
- 実績等参加要件の緩和が必要。
- 発注ロットが大きすぎる。
- 公示、仕様書の内容がわかりにくい。

3. 改善方策

○公示に関する事項

- ・公示は、公示情報から事業規模等が容易に推測できるよう可能な限り詳細に記載する。
- ・公示は、全てホームページに掲載することとする。さらに、参入が予想される業者に広くPRを行うなど周知に努める。
- ・公示は、可能な限り開庁日で10日間以上を確保する。

○資格要件に関する事項

- ・資格要件は、官公庁の業務実績を設定する等、不当に競争参加者を制限する要件を設定しない。

○仕様等に関する事項

- ・仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく書き、特定の者が有利となる仕様にししない。また、入札説明会等は可能な限り実施する。
- ・発注単位は、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。

○参加者への配慮に関する事項

- ・契約相手方の金銭的負担となる契約は、契約期間や契約金額を勘案し部分払を活用するなど配慮する。
- ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設けるなど履行しやすくなるよう配慮する。
- ・複写機の賃貸借や情報システムなどの運用・保守契約は、長期的な収支予測が可能となるよう、複数年契約を検討する。